

農村地域への産業の導入に関する基本計画

平成 31 年 2 月

長 野 県

目 次

第 1	計画策定の基本的考え方	1
第 2	導入すべき産業の業種その他農村地域への産業の導入の 目標	5
第 3	農村地域に導入される産業への農業従事者の就業の目標	10
第 4	農村地域への産業の導入と相まって促進すべき農業構造 の改善に関する目標	11
第 5	農村地域への産業の導入に伴う施設用地と農用地等との 利用の調整に関する方針	12
第 6	農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関 する事項	14
第 7	労働力の需給の調整及び農業従事者の農村地域に導入さ れる産業への就業の円滑化に関する事項	15
第 8	農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促 進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その 他の事業に関する事項	16
第 9	その他必要な事項	17
(参考資料)		
(1)	農村地域の現状	20
(2)	市町村地域指定等状況	21

第1 計画策定の基本的考え方

1 策定の趣旨等

本県における農村地域への産業の導入については、農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）に基づく国の「農村地域への工業等の導入に関する基本方針」及び、県が定める基本計画に即して、これまで県内28の市町村において実施計画が策定され、計画的に工業等（工業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業をいう。以下同じ）の導入が行われるとともに、農業と工業等の均衡ある発展と雇用構造の高度化に貢献してきた。

一方、農村地域では、高齢化や人口減少などの進展により、地域コミュニティ機能の維持等にも影響がみられようになってきている。このような中、農村地域の様々な住民がその地域で住み続けられるよう、農業を魅力ある産業にするとともに、農村から流出することが懸念される者や都市から農村に流入することが期待される者に対し、農業以外の選択肢を用意し、就業機会の一層の創出と所得の確保を図ることが課題となっている。

こうした状況を踏まえ、農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律（平成29年法律第48号。以下「一部改正法」という。）が制定され、産業の業種に係る法律上の限定が廃止された。これに伴い、農村地域に導入される産業（以下「導入産業」という。）については、国の「農村地域への産業の導入に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）に即して、地域の農業者の安定した就業機会が確保され、産業の立地・導入に伴う土地利用調整により地域の農地の集積・集約化等が図られるなど、農業との均衡ある発展が図られる業種を、県が基本計画に位置付けた上で、市町村が実施計画において定めることとされた。

本計画は、「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」（昭和46年法律第112号。以下「法」という。）に基づき、本県の農村地域への産業の導入を促進するための具体的な考え方及び施策の方向性を示すものである。

なお、本計画の目標年次は2021年度とする。

2 本県の経済・産業及び雇用の動向

（1）経済の動向

本県の経済は、平成19年に8兆8,854億円あった県内総生産（名目）が平成20年以降、リーマンショックの影響を受けて大きく減少し、平成24年には7兆7,945億円まで落ち込んだ。その後、国の経済政策の効果等から回復基調で推移し、平成27年は8兆5,580億円となっている。

一人当たりの県民所得についても、リーマンショックの影響を受けて平成20年以降は大きく減少し、平成21年には256万6,000円となったが、平成27年には292万7,000円まで回復している。また、一人あたり国民所得との比較では、平成18年以降、県民所得の方が低い状況が続いている。

今後、急激な人口減少が見込まれる中で、第4次産業革命といわれる技術革新や経済・社会のグローバル化、また、国の Society5.0^{*}をめぐる動きを生産性向上や新しいビジネス

ス創出の好機として活かし、県内経済の活力を高めるとともに、雇用を確保することが必要となっている。こうしたことを踏まえ、県では、平成30年度からの5年間を計画期間とする長野県総合5か年計画～しあわせ信州創造プラン2.0～（以下「県総合計画」という。）において「産業の生産性が高い県づくり」を政策の基本的な方針として位置づけ、施策を進めていくこととしている。

※Society5.0：IoTやAI、ビッグデータ等の先端技術を社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会の考え方

（2）産業の動向

（農業の動向）

本県の農業については、南北に長く、起伏に富んだ地形、日照時間の長さや昼夜の寒暖差等を生かし、全国シェア1位のレタスやカーネーション、きのこなど全国トップクラスの生産量を誇る様々な農畜水産物を多く生産している。

農業農村総生産額については、平成3年の4,293億円をピークに、牛肉等の農産物の輸入自由化や景気後退による農産物価格の低迷などにより減少を続け、平成21年には2,792億円まで落ち込んだが、近年は、ほぼ横ばいで推移しており、平成29年には3,083億円となっている。

県内の農業構造をみると、平成27年の農家戸数は10万4,759戸で全国第1位、販売農家数は5万1,777戸で全国第4位となっている一方で、販売農家一戸当たりの経営耕地面積は113aで全国第30位と、全国平均の220aに比べて低い状況となっている。また、農業就業人口の平均年齢は67.9歳、65歳以上の比率は69.5%となっており、農業者の高齢化も進んでいる。

今後、環太平洋パートナーシップ協定（CPTPP）等による国際化の進展や少子高齢化による人口減少など、社会情勢が大きく変化する中で、本県農業を持続的に発展させていくためには、農地中間管理事業の活用などにより、担い手への農地の集積・集約化を進めるとともに、経営の規模拡大や複合化、多角化により競争力の高い経営を展開する中核的経営体などが、農業生産の大宗を担う構造に変えていく必要がある。こうしたことを踏まえ、県では、県総合計画の実行計画として、平成30年度からの5年間を計画期間とする「第3期長野県食と農業農村振興計画」（以下「食農計画」という。）を定め、農業・農村の振興に係る施策を進めていくこととしている。

（工業等の動向）

本県の産業構造について、県内総生産（名目）の経済活動別の構成比を見ると、製造業が全産業の約3割、卸売・小売業と不動産業がいずれも約1割を占めている。また、業種別従業者の構成比でも製造業は全産業の約2割を占め、本県の基幹産業であると言える。

製造品の出荷額を見ると、平成19年の7兆332億円をピークとして、それ以降、リーマンショックの影響を受けて急激に落ち込み、平成21年には5兆円を割り込んだが、平

成 28 年には 5 兆 7,678 億円まで回復している。事業所数については、平成 3 年の約 1 万事業所をピークに減少傾向が続いており、平成 27 年はピーク時の 5 割程度となっている。従業者数についても同様に、平成 3 年の約 29 万人をピークに減少し、平成 27 年は約 19 万人となっている。

今後、人口の減少により国内市場の縮小が見込まれる中で、県では、県総合計画で掲げる「産業の生産性が高い県づくり」の実現に向け、成長が期待される産業の創出・集積や、A I ・ I o T 等を活用した生産性の向上に取り組むとともに、地域外から獲得した資金を地域内で循環させることで雇用と所得を持続的に生み出す地域内経済循環の促進や、海外有望市場への展開を進めることとしている。

また、地域に根差した産業の振興を図るため、県内全産業のうち雇用と総生産が約 7 割を占める第 3 次産業（サービス産業）については、I C T 産業の振興を通じた高付加価値化・効率化等により生産性の向上を図ることとしている。

さらに、伝統的工芸品産業の技術・技法の伝承に向けた新商品の開発や後継者の育成・確保への支援や、公共インフラなど県民の生活を支える建設産業の活性化にも取り組むこととしている。

（3）雇用の動向

県内の有効求人倍率（年平均）は、平成 17 年から平成 19 年までは 1.0 倍を超えていたが、リーマンショックの影響により、平成 21 年には 0.44 倍まで大きく落ち込んだ。その後、国の経済政策の効果などから上昇傾向となり、平成 29 年には 1.60 倍まで上昇している。

一方、平成 30 年 1 月の新規常用求人・求職者数を職業別に対比してみると、「専門的・技術的職業」、「サービスの職業」、「生産工程の職業」、「建設・採掘の職業」などで求人数が求職者数を上回っているが、「事務的職業」、「運輸・清掃等の職業」などでは求職者数が求人数を上回るなど、求人と求職のミスマッチが生じており、一部の職業では人材の確保が難しくなっている。

県総合計画では、構造的な人材不足に対するミスマッチの解消や潜在的な労働力の掘り起しなどにより、様々な産業分野が必要とする人材の育成・確保をすることとしている。

3 農村地域への産業の導入の基本的方向

（1）農村地域への産業の導入状況

ア 農村地域工業等導入実施計画の策定状況

農村地域工業等導入実施計画は、平成 28 年 3 月末時点で、対象市町村 77 市町村のうち 28 市町村において策定されている。

イ 工業等の導入状況

農村地域への工業等の導入地区は、平成 28 年 3 月末時点で 69 団地、総面積は 660ha、操業企業数は 405 企業となっている。

導入企業の業種の内訳は、製造業が 348 企業（86.0%）、道路貨物運送業が 28 企業（6.9%）、こん包業が 1 企業（0.2%）、卸売業が 28 企業（6.9%）で、製造業については、はん用機械器具 13.6%、生産用機械器具 9.9%、食料品 9.1%、電気機械器具 7.2%となっており、内陸型工業等が主体である。また、雇員数は 405 企業で約 2 万 4,000 人となっており、1 企業あたりの平均雇員数は約 59 人となっている。

（2）農村地域への産業の導入の基本的方向

- ・ 県総合計画やSDGs（持続可能な開発目標）、また県の食農計画の基本方向として位置づけられた、中核的経営体の育成や多様な農業経営体等の確保、6次産業化などの『産業としての農業』の取組、「おいしい信州ふード」や「食の地消地産」等の『消費者が求める食』の取組、農村地域における多面的機能の維持・保全、農村コミュニティの維持などの『暮らしの場としての農村』の取組などを踏まえ、市町村が策定する実施計画に基づき、農村地域への産業の導入を図る。
- ・ 農村地域における土地利用に関する計画等による農村振興の方向に即し、地域社会との調和、公害の防止等の環境の保全、農村地域の景観との調和及び農業を始めとする地域産業との協調に留意しつつ、農村地域に成長性と安定性のある産業の導入を図る。
- ・ 産業の導入に伴う労働力需要に対しては、地域農業の担い手の育成・確保に十分配慮しつつ、農業以外の産業に就業を希望する農業従事者（その家族を含む。以下同じ。）からの労働力を重点的に充てるほか、中高年齢者・女性の就業機会の拡大や、新規学卒者及びU I J ターン希望者等の就業の促進による若年層の定着化を図る。
- ・ 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づく市町村の基本構想や、「人・農地プラン」の方向性を踏まえ、産業の導入とあわせ、担い手への農地の集積・集約化などの農業構造の改善が図られるように努める。
- ・ 国土利用計画（長野県計画）や長野県土地利用基本計画、都市計画、農業振興地域整備計画など、土地利用に係る諸制度との調和と連携を図るとともに、施設用地に農用地等※を含める場合には、優良農地確保の観点から市町村と県の関係部局間において事前に十分調整を図る。

※農用地等：農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号。以下「農振法」という。）第 3 条に規定する農用地等をいう。以下同じ。

第2 導入すべき産業の業種その他農村地域への産業の導入の目標

1 導入すべき産業の業種

(1) 導入産業の業種

導入産業の業種については、当該産業の立地・導入により、地域の農業者の安定した就業機会が確保されるとともに、産業の立地・導入に伴う土地利用調整により地域の農地の集積・集約化が図られるなど、農業と導入産業との均衡ある発展が図られる必要がある。

こうした点を踏まえ、本県において具体的に導入すべき業種は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）の中分類のうち、以下に示すとおりとする。

大分類	中分類	中分類コード
A 農業、林業	農業（農業用施設の整備を伴うもの）※	1
E 製造業	食料品製造業	9
	飲料・たばこ・飼料製造業	10
	繊維工業	11
	木材・木製品製造業（家具を除く）	12
	家具・装備品製造業	13
	パルプ・紙・紙加工品製造業	14
	印刷・同関連業	15
	化学工業	16
	石油製品・石炭製品製造業	17
	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	18
	ゴム製品製造業	19
	なめし革・同製品・毛皮製造業	20
	窯業・土石製品製造業	21
	鉄鋼業	22
	非鉄金属製造業	23
	金属製品製造業	24
	はん用機械器具製造業	25
	生産用機械器具製造業	26
	業務用機械器具製造業	27
	電子部品・デバイス・電子回路製造業	28
電気機械器具製造業	29	
情報通信機械器具製造業	30	
輸送用機械器具製造業	31	
その他の製造業	32	

H 運輸業，郵便業	道路貨物運送業	44
	倉庫業	47
	運輸に付帯するサービス業	48
I 卸売業，小売業	各種商品卸売業	50
	繊維・衣服等卸売業	51
	飲食料品卸売業	52
	建築材料，鉱物・金属材料等卸売業	53
	機械器具卸売業	54
	その他の卸売業	55
	各種商品小売業※	56
	織物・衣服・身の回り品小売り業※	57
	飲食料品小売業※	58
	その他の小売業※	60
M 宿泊業，飲食サービス業	飲食店※	76

※本計画で新たに位置づける業種

(2) 選定理由

業種選定にあたっての考え方及び導入業種の選定理由は以下のとおりである。

ア 業種選定にあたっての考え方

・安定した就業機会が確保されること

産業導入地区において常用雇用者が常駐すること等、地域の農業者の安定的な就業機会及び雇用の質の確保される業種を選定することとする。また、産業導入地区に常用雇用者が常駐しない事業や、就業機会が創出されるとしても雇用創出効果に比して広大な施設用地を要する形態の事業等は選定しない。

・雇用構造の高度化に資すること

産業の導入により、より生産性の高い産業部門への労働力の移転を図ることで、農村地域における労働力の効率的かつ適正な配分が行われ、農村地域に住む農業従事者や地域住民の希望、能力に従った就業により所得の向上が期待されるよう配慮する。

・導入産業の立地ニーズや事業の実現の見通しを踏まえたものであること

業種を選定に当たっては、市町村へのヒアリング等により、第5の1に示す調整方針を踏まえ、市町村と事業者の間で産業導入地区の候補、規模、立地スケジュール、雇用期待従業員数及び業種等の双方のニーズが把握され、事業の実現に向けた見通しについてある程度、具体的に話が進んでいることを確認する。

- ・ 公害の防止、自然環境の保全、生活環境の保全及び地域産業等との調和が図られていること

産業の導入により、周辺地域における他産業の事業環境や住民の生活環境に影響が生じないように、当該業種が地域の都市計画の方針に適合するものであることを確認する。やむを得ず広域的に大規模な集客性のある施設を導入する場合は、周辺の環境や土地利用、広域的な交通流態等に重大な影響を及ぼすことにならないよう、特に留意する。

- ・ 地域内発型産業等の導入を推奨すること

地域の農業と導入産業が相互に補完し合い、そのいずれもが発展するような、地域に賦存する資源を活用する地域内発型産業や農村地域での立地ニーズのある産業の導入を推奨する。

イ 業種の選定理由

〔農村地域工業等導入促進法に引き続き、基本計画に位置付ける業種〕

- ・ 製造業（中分類コード9～32の業種）、道路貨物運送業、倉庫業、運輸に付帯するサービス業、卸売業（中分類コード50～55の業種）

既に実施計画に記載されている立地済みの業種であり、農業従事者の安定した就業や所得の向上に加え、農業と関連した食品製造業や農業関係機械の生産、資材の円滑な流通等にも寄与していることから、引き続き選定する。

〔新たに基本計画に位置付ける業種〕

市町村に対するヒアリングの結果、市町村と事業者間で導入地区の候補、規模等の調整が進められていることが確認された以下の業種を位置付ける。

- ・ 農業（農業用施設の整備を伴うもの）

農業用施設の整備により、安定した農業経営や農業の生産性の向上、多様な担い手の確保が期待されることから、新たに選定する。

- ・ 各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、その他の小売業、飲食店

第3次産業への就業により雇用効果が高く見込まれること、また、農業の6次産業化への取組にもつながることから、新たに選定する。

2 産業導入地区の区域の設定及び見直しの考え方

(1) 産業導入地区の区域

本計画において産業導入地区の対象とする区域は、法の規定により定められる農村地域全て（平成12年12月31日時点における旧長野市、旧松本市の区域を除く77市町村）とし、これら地域において地域の農業者の安定した就業機会を確保し、産業の立地・導入に伴う土地利用調整により地域の農地の集積・集約化を図る。

産業導入地区の区域については、市町村が実施計画において地番単位で定めるものとする。なお、実施計画策定において区域を設定する際の留意事項については以下のとおりとする。

ア 各種土地利用計画との調整の方針

区域の設定に当たっては、国土利用計画（長野県計画）、長野県土地利用基本計画、都市計画、農業振興地域整備計画等の各種の土地利用計画について、県及び市町村の各計画担当部局とあらかじめ十分調整を行い、合理的な土地利用を図るものとする。

イ 過去に造成された工業団地等の活用の考え方

実施計画の策定に当たり、過去に造成された工業団地及び再生利用が困難な荒廃農地を含め、活用されていない土地が存在する場合には、その活用を優先することとする。また、市町村においては、こうした土地について把握を行うとともに、把握した情報を体系化し、事業者適切に開示するよう努める。

ウ 立地ニーズや事業の見通しの考え方

産業導入地区への立地を想定していた事業者が立地を取りやめたり、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないように、具体的な立地ニーズや事業実現の見通しを踏まえて区域を設定する。

エ 自然環境の保全

産業の導入に当たっては自然公園の特別地域、鳥獣保護区の特別保護区、長野県自然環境保全条例に基づく県自然環境保全地域並びにこれらの地域に影響を及ぼすおそれが大きい地域は避ける。

また自然公園の普通地域、自然環境保全条例に基づく郷土環境保全地域、その他の環境保全上重要な地域など、上記に準ずる地域についても産業導入地区の設定は極力避けるものとし、当該区域が含まれる場合には、自然環境に重大な影響が出ないように十分配慮し、関係法令等に基づき、事前に国、県の関係部局と調整を図るものとする。

(2) 区域の見直しの考え方

産業導入地区の区域の見直しに当たっては、企業の立地ニーズや地域の社会構造の変化等により市町村の担当部局がその変更について関係機関と十分調整の上、必要と判断した場合に行うものとする。

3 配慮事項

(1) 導入企業と地域産業との交流の促進

既存企業を含めた地域産業の振興を図る観点から、導入企業と既存企業との交流の促進を図る。この場合において、既存企業の技術力、製品開発力、販売力等の向上や環境の保全に留意し、バイオマスを活用した自然エネルギーの開発利用や資源の効率的な循環利用、地域住民・企業等による起業化又は新分野進出への支援、産業導入地区の就業環境及び生活環境の改善、企業相互又は企業と試験研究機関等の公的機関との連携関係の構築を通じた人・物・技術等の広域的かつ濃密な交流の促進等を図り、地域の特色を生かした産業の導入に努める。

また、導入企業は、快適な職場環境及び生活環境の確保、周辺地域の環境との調和、緑地等の施設の地域への開放を行うなど、従業員又は地域住民からの要請にも応えるよう配慮する。

(2) 地域の雇用動向を踏まえた企業の導入

労働力需給等の地域における雇用の動向を踏まえた計画的な企業導入に努めるとともに、導入産業における労働力の確保に当たっては、在宅通勤圏の広域化等を踏まえ、公共職業安定所や関係市町村の連携の下に、地域の労働力需給が量的にも質的にも整合性のとれたものとなるよう努める。この場合において、高齢者の雇用・就業機会の確保、女性の職業能力発揮のための条件整備、若年者等の地元就職の促進、U I J ターン等の移住者の就業機会の確保に配慮する。

第3 農村地域に導入される産業への農業従事者の就業の目標

- ・ 農村地域への産業の導入に伴い増加する労働力需要に対しては、地域農業の担い手の確保・育成に十分配慮しつつ、導入産業の特質に応じ農業以外の産業に就業を希望する農業従事者からの労働力を重点的に充てることにより、これらの者の安定した就業機会の確保を図る。
- ・ この場合において、地域社会の年齢構成、男女比率、労働力需給の状況等を勘案しつつ、農業従事者の意向を把握し、農業以外の産業に就業を希望する中高年齢者や女性の就業の円滑化、日雇・出稼ぎ等の不安定就業者の地元における安定就業の促進並びに新規学卒者及びU I J ターン等の移住希望者をはじめとする若年層の定着化を図る。
- ・ また、労働条件面等で若年層に魅力ある雇用機会づくりに配慮するとともに、適正な労働条件の確保、労使関係の安定促進及び労働者の安全と健康が確保される職場環境の整備並びにふるさと回帰や田舎暮らし志向の高まりに対応した人材の受け入れ体制の整備に努める。

第4 農村地域への産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標

- ・ 農村地域及びその周辺の地域における自然的、経済的、社会的諸条件、需要の動向及び地域の特性に対応した農業生産の方向を考慮し、国の食料・農業・農村基本計画（平成27年3月31日閣議決定）や農林水産業・地域の活力創造プラン（平成25年12月農林水産業・地域の活力創造本部決定）で示された政策の方向、また県の食農計画の施策の展開方向を踏まえ、農業構造の改善を図る。
- ・ 農村地域への産業の導入に当たっては、農業従事者、特に不安定な就業状態にある農業従事者の地元における安定就業を促進する。この場合において、農業構造の改善を阻害しないよう、農業経営基盤強化促進法第12条第1項に規定する認定農業者等の地域の中核的な農業経営者たる担い手への農用地の面的なまとまりのある形での利用の集積及び農業経営の法人化を図ることにより、国際化に対応し得る生産性の高い農業の確立に努める。
- ・ また、農業の構造改革の喫緊性が一層高まる中、担い手への農地の集積・集約化が図られるよう、農業経営基盤強化促進法に基づき市町村が策定する基本構想の内容や、「人・農地プラン」の内容等に留意する。
- ・ さらに、農業を支援する機能を有する産業と地域の農業が相互に補完しあい、農産物の高付加価値化等により農業の振興を図ることにも配慮する。
- ・ 農業従事者の他産業への就業動向に即しつつ、農業生産基盤の計画的整備を重点的かつ効果的に推進するとともに、農村地域における定住条件の整備を一体的に推進することにより、活力と潤いのある農村社会の建設を進める。

第5 農村地域への産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する方針

1 施設用地と農用地等との利用の調整方針

産業導入地区については、第2の2「産業導入地区の区域の設定及び見直しの考え方」により設定するものとするが、やむを得ず、産業導入地区に農用地を含める場合については、市町村が取り組む人・農地プランの方向性を踏まえ、担い手や新規就農者への農地の集積に支障が生じないように十分調整すること。また、その他に市町村が行うべき調整については下記のとおりとする。

(1) 農用地区域外での開発を優先すること

市町村の区域内に都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく市街化区域又は用途地域が存在する場合には、これらの土地を優先的に産業導入地区の区域として設定するなど、農用地区域外での開発を優先すること。

(2) 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

農用地において導入産業の用に供する施設を整備することにより、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じる事態が起きないように、以下の点について十分に調整を図ること。

- ・集団的なまとまりをもつ農用地の中央部に他の用途に用いられる土地が介在し、農業機械による営農への支障が生じることがないようにすること。
- ・小規模の開発行為がまとまりなく行われ、農業生産基盤整備事業の実施や農地中間管理事業などの農地流動化施策の推進への支障が生じることがないようにすること。

(3) 面積規模が最小限であること

産業導入地区の区域として設定する面積が、事業者の立地ニーズを踏まえ、導入産業の用に供するために必要最小限の面積であること。

(4) 面的整備（区画整理、農用地の造成等）を実施した農用地を含めないこと

土地改良事業等で、区画整理、農用地の造成等に該当するものを実施した農用地について、当該事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過しないものは、産業導入地区の区域に含めないこと。

(5) 農地中間管理機構関連事業の取組に支障が生じないようにすること

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により行う土地改良事業（以下「農地中間管理機構関連事業」という。）として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農用地について、農地中間管理権の存続期間中は産業導入地区の区域に含めないこと。また、「農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農用地」についても、産業導入地区の区域に含めないこと。さらに、農地中間管

理権の存続期間が満了した農用地についても、上記（１）から（３）までの考え方に基づき、やむを得ない場合でなければ産業導入地区に含めないこと。加えて、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農地中間管理事業を重点的に実施する区域（以下「重点区域」という。）内では農用地以外での開発を優先すること。

なお、「農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農用地」には、農地中間管理機構関連事業に係る土地改良事業計画について、県知事により工事着手の前に公告・縦覧が行われた農用地が含まれる。また、当該公告・縦覧が行われる以前であっても、農地中間管理機構関連事業を行うことを前提に、現地調査や地権者への説明等の事前準備作業に着手し、農地中間管理機構関連事業を行う予定地として相当程度決定されている農用地も含まれる。優良農地の確保に係る政策との整合性を確保する観点から、こうした農用地を把握するよう、十分調整を行う。

重点区域が市町村において広範に設定されている場合であって、当該重点区域外に適当な施設用地がない等、重点区域内の農用地に産業導入地区の区域の設定を検討せざるを得ない事情がある場合には、産業導入地区の区域と重点区域との関係について県農政部等と十分調整を行う。

2 関係部局との調整方針

- ・ 市町村は上記 1 に係る調整に当たっては、市町村及び市町村農業委員会において十分に調整を行った上で、実施計画（案）の作成段階で県農政部農業政策課と事前協議を行い、その協議結果を実施計画に反映するものとする。
- ・ また市町村は、産業の導入にあたり、当該地区が県の土木、都市計画、環境等に関連する手続が必要となる場合には、事前協議の段階で県の担当部局と事前に十分な調整を行い、その結果を実施計画に反映するものとする。

第6 農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項

- ・ 農村地域への成長性と安定性のある産業の導入を促進するためには、事業者のニーズを的確に把握しながら産業基盤の整備や生活基盤を始めとする定住条件の整備を促進することが肝要であることから、次の施策の実施に努める。
- ・ 本制度に基づく税制、融資、予算等の支援措置や、業種横断的な設備投資に係る税制上の措置等の活用を図り適切な産業施設の立地を図る。また、地域再生法（平成17年法律第24号）、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）等に基づく施策との連携に努めるとともに、農村地域の持つ良好な環境を生かしつつ定住条件の整備を進め、ゆとりと豊かさを実現できる産業・生活空間の形成に努める。
- ・ 市町村単位で整備することが困難なものについては、県、関係市町村等の連携により、効率的に整備を進めるよう配慮する。

1 産業基盤の整備

地域社会との調和に配慮し、地域の特色を生かした産業が導入されるよう、導入産業の特性及びニーズを十分に把握の上、適切な立地条件を有する産業導入地区の計画的な設定を促進し、産業基盤の整備を促進することが重要である。こうした観点から、周辺地域を含む地域全体の産業の立地動向、市場への近接性、交通インフラの整備状況等を勘案の上、産業の立地・導入に必要な用地や道路等の整備を計画的に進めるとともに、関係機関・団体等の協力を得て、産業導入地区を含む農村地域及びその周辺の広域的な地域にわたる技術者の確保、関連企業との交流・連携等を進めるよう努める。

2 定住等及び地域間交流の条件の整備

産業の円滑な導入を図るとともに、農村地域における定住等及び農村の地域資源を活用した都市農村交流等の地域間交流の条件の整備を計画的に進める。定住等及び地域間交流の条件の整備は、複数の市町村からなる広域的な視点も考慮し、産業の導入が十分に行われておらず安定した就業機会が不足している地域に重点を置いて実施されるよう配慮する。また、地域社会のニーズを把握して、生産基盤と生活基盤との一体的な整備及び文化の振興に努める。

第7 労働力の需給の調整及び農業従事者の農村地域に導入される産業への就業の円滑化に関する事項

1 労働力の需給の調整

産業の導入に伴う労働力の需要に対しては、農業以外の産業に就業を希望する農業従事者を重点的に充てることとする。

また、公共職業安定所や関係市町村との連携を図り、日雇・出稼ぎなどの不安定就業者や中高年齢者の安定就業の促進及び新規学卒者、移住希望者などの定着化を図られるよう、関係市町村との連携を緊密にして地域の労働力需給の調整を図る。

2 農業従事者の産業への就業の円滑化

導入産業への農業従事者や、地域住民、地域への移住者等の円滑な就業を促進するため、次の施策の実施に努める。

(1) 雇用情報の収集及び提供

導入企業の労働力需要と地域の労働力供給との円滑な結合を促進するため、地域の労働市場の動向、導入企業の労働条件、職業内容等の雇用に関する情報を収集し、企業、農業従事者等への情報提供に努める。

(2) 導入産業への就業促進

関係機関と連携しながら、農業従事者、地域住民及び地域への移住者等がその希望及び能力に応じて導入産業に就業できるように努める。

(3) 職業能力開発等の推進

職業紹介との連携を密にしつつ、導入産業への中高年齢者等の円滑な就業を促進するため、職業転換給付金制度等の活用と相まって既存の公共職業能力開発施設、企業内の職業訓練に対する助成制度等を活用することにより、機動的な職業訓練と職場適応訓練の実施に努める。

この場合において、技術革新や情報化の進展に留意しつつ、地域や導入企業のニーズ等に応じた公共職業訓練の弾力的な実施、新技術に関する研修の充実及び国内産業の高付加価値化や新分野への事業展開を担う人材の育成に資する職業訓練や自己啓発等の能力開発に対する支援対策に努めるとともに、企業において雇い入れた農業従事者等の能力開発が継続的に行われるよう、適切な指導援助に努める。

第8 農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項

1 担い手の育成・確保

効率的かつ安定的な農業経営体が農業生産の相当部分を担う、望ましい農業構造を実現するため、市町村における「人・農地プラン」の策定・見直しを通じて地域の話合いと合意形成を促しつつ地域における担い手を明確化した上で、農地中間管理機構の活用等により、担い手への農地の集積・集約化を進め、担い手が農地利用の大宗を占める農業生産構造の早期確立を図る。

また、農地の流動化の推進に当たっては、安定的な就業機会が確保されている者からの農地提供を促進するなど、重点的かつ効果的な実施に努める。

2 農業生産基盤及び農業施設の整備

効率的かつ安定的な農業構造の確立を図るため、その基礎的条件である用排水施設の整備やほ場の大区画化、水田の汎用化、農業用水管理省力化等の農業生産基盤の整備を計画的に進めるとともに、農地中間管理事業を活用して担い手への農地の集積・集約化を促進する。

また、農業の生産性と収益性を一層高めるため、農業生産近代化施設及び農産物の流通加工施設の整備を推進する。

第9 その他必要な事項

1 環境の保全等

実施計画の策定及びこれに基づく具体的な産業の導入に当たっては、環境基本法を始め、環境規制関係諸法令を踏まえ、必要に応じて環境に与える影響を調査検討し、森林、農地、水辺地等における自然環境・生物多様性の保全に努めるとともに、公害の防止はもとよりエネルギー利用の効率化、健全な水循環機能の保全、適正なりサイクル・廃棄物処理等により、大気環境、水環境、土壌環境等への負荷をできる限り増加させないよう努めるなど、農村環境の保全に十分配慮する。

また、交通量の増加に伴う道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑化を図るとともに、道路の交通に起因する障害（交通公害を含む。）の防止に配慮する。

2 農村地域の活力の維持増進への配慮事項

農村地域への産業の導入に際しては、農村地域からの若年層の流出や高齢化の進行を踏まえ、地域社会の活力の維持増進にも配慮し、人口の流出の抑止や新規学卒者等の若年者の地元就職及びU I J ターン等の移住希望者の雇用機会の確保に資するよう、産業の導入や定住条件の整備及び職業安定機関による職業紹介等を総合的に進める。

3 過疎地域等への配慮

過疎地域、山村地域等への産業の導入に当たっては、これらの地域の振興に関する施策との連携を積極的に図り、その効果的かつ円滑な実施が図られるよう努める。

4 農業団体等の参画

実施計画の策定の段階から農業団体、商工団体等の関係団体の参画を図り、産業の導入及び農業構造の改善を促進するための措置等について、その円滑な実施が図られるよう努める。また、導入後も企業が円滑に定着できるように、これらの団体の参画により諸問題の解決が図られるよう配慮する。

5 関係部局間の十分な連携

農村地域へ導入された企業と地域社会との相互理解を深め、活力ある地域社会の形成を図るため、市町村、導入企業、農業団体、商工団体、試験研究機関、教育機関等の連絡調整体制の整備に努める。

また、本制度は産業の導入促進、就業促進及び農業構造改善を一体として推進するものであることから、県及び市町村の商工担当部局及び農林業担当部局を中心に、関係部局間において、施策の推進や情報の共有等に努める。

6 企業への情報提供等

産業導入地区に関する情報及び企業に対する支援措置等について、企業等に周知徹底を図るとともに、産業導入地区への産業の導入のあっせん活動を積極的かつ継続的に進める。また、立地後の企業についてもその定着化を図るために必要な指導その他の援助を行う。

これらを効果的に行うため、農村地域への産業の導入を円滑に推進するために農林水産省及び関東農政局に設置された「農村地域産業導入支援施策活用窓口」の活用を図るとともに、一般財団法人日本立地センター、一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構等の活用に努める。

その際、企業等が活用可能な施策については、国の施策及び県が独自に講じている企業立地・設備投資促進に係る施策について、上記の窓口や関係機関の活用・連携を図りながら、企業に対して適時適切に積極的な情報提供等を行う。

7 遊休地解消に向けた取組

既存の産業導入地区内において過去に造成された工業団地、再生利用が困難な荒廃農地等の活用されていない土地が存在する場合には、県及び市町村のホームページや、企業立地セミナー、誘致活動での紹介等、当該土地の優先的な活用が図られるよう配慮する。

8 撤退時のルールについて

立地企業が撤退した後の跡地の有効活用が可能となるよう、撤退する場合は時間的余裕をもって可能な限り早期に市町村に報告する等、市町村の実施計画において撤退時のルールが定められるよう努める。

9 実施計画のフォローアップ体制の確保

実施計画のフォローアップについて、産業導入地区や当該区域に係る土地利用の調整の状況、導入産業の業種及び規模、導入産業への農業従事者の就業の目標、産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標、産業導入地区内の遊休地の解消状況、企業撤退時のルールづくりなど、国の基本方針を踏まえて市町村が行う実施計画のフォローアップの結果について、国と共有するよう努める。

確認の結果、遊休地の発生をはじめ産業の導入の促進が適切に進展していない場合や、農業従事者の就業の目標、農業構造の改善に関する目標の達成が明らかに見込まれないと認められる場合などについては、市町村において、その理由や今後の方策等について検討し、その内容を共有するとともに、実施計画の変更、縮小及び廃止を含め制度運営の改善が図られるように努める。

また、一部改正法の施行前に既に定められた基本計画及び実施計画についても、フォローアップ体制を確保するよう努める。

10 計画策定の留意事項

国が定めた「農村地域への産業の導入に関するガイドライン」では、「実施計画を策定するに当たっては、農業者その他事業者の意向、地域住民の利害関係等を十分調整することが必要であるため、審議会を活用することが望ましい」とされている。こうした点を踏まえ、実施計画の策定に当たっては、地域住民及び農業者等の意向が十分反映されるよう配慮する。

別添様式

農村地域への産業の導入に関する基本計画 参考資料

(1)農村地域の現状

長野県

区分	単位	平成17年		平成22年		平成27年		農村地域増減 (H27-22)	出典		
		全地域	うち農村地域	全地域	うち農村地域	全地域	うち農村地域				
総面積	Km ²	13,562	12,715	13,562	12,715	13,562	12,715	100	国勢調査		
総世帯数	世帯	780,245	515,689	794,461	523,593	807,108	527,479	100.7			
総人口	人	2,196,114	1,504,105	2,152,449	1,465,278	2,098,804	1,413,300	96.5			
人口密度	人/km ²	162	118	159	115	155	111	96.5			
産業別就業人口	総数	1,150,880	798,708	1,091,038	746,640	1,069,860	727,906	97.5			
	第1次産業	131,645	108,818	103,387	85,704	96,899	80,519	94.0			
	うち農業	129,811	107,256	100,398	83,169	94,010	78,091	93.9			
	第2次産業	354,812	264,688	310,884	230,404	304,510	222,076	96.4			
	第3次産業	655,477	421,611	639,888	409,984	643,203	412,602	100.6			
農用地区域	農用地区域面積	百万	111,495	—	108,939	—	102,208	—		—	※1
耕地面積	総面積	ha	113,600	—	111,200	—	108,900	—	—	作物統計調査	
	うち水田	ha	57,600	—	55,400	—	54,000	—	—		
新規高卒者	就業者数	人	3,193	—	2,600	—	3,488	—	—	学校基本調査	
	うち県内	人	2,899	—	2,376	—	3,186	—	—		
農家人口	総数	人	308,597	307,075	240,093	238,987	185,033	176,821	74.0	農林業センサス	
	うち60歳以上	人	123,344	122,661	106,675	106,131	91,922	87,678	82.6		
農業従事者	総数	人	219,663	218,540	178,081	177,231	137,207	136,586	77.1		
	内訳	農業就業人口	人	130,823	130,064	100,244	99,692	82,922	82,489		82.7
		基幹的農業従事者	人	88,666	88,109	83,247	82,801	73,467	73,101		88.3
担い手	認定農業者	経営体	6,012	—	6,941	—	6,933	—	—	※2	
	認定新規就農者	経営体	—	—	(62)	—	102	—	—	※3	
	集落営農	組織	182	—	307	—	344	—	—	※4	

※1：確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況等に関する調査

※2：農業経営改善計画の認定状況（各年度末現在）

※3：青年等就農計画の認定状況（各年度末現在）、H17、H22は認定就農者

※4：農林水産省、集落営農実態調査

(2)市町村地域指定等状況

番号	市町村名	農村地域に該当	対象要件			除外要件						人口増減			実施計画の有無	分譲可能残面積の有無	
			農振地域	振興山村	過疎地域	令3条―一 首都圏	令3条―二 近畿圏	令3条―三 中部圏	人口10万人以上	欠口20万人以上	令3条―四イ 加率が全国平均以上	令3条―四ロ 欠口増	平成22年	平成27年			対平成22年比(%)
1	長野市		○			○	○	○				○	381,511	377,598	99.0		
	旧長野市		○	○		○	○	○					357,696	356,085	99.5		
	旧大岡村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,154	960	83.2		
	旧信州新町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	4,892	4,135	84.5		
	旧豊野町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	9,825	9,609	97.8		
	旧戸隠村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3,986	3,499	87.8		
	旧鬼無里村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,700	1,393	81.9		
	旧中条村	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	2,258	1,917	84.9		
2	松本市		○			○	○	○					243,037	243,293	100.1		
	旧松本市		○			○	○	○					207,833	208,227	100.2		
	旧四賀村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5,142	4,629	90.0		
	旧波田町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	15,196	15,274	100.5		
	旧奈川村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	811	679	83.7		
	旧安曇村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2,172	1,936	89.1		
	旧梓川村	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	11,883	12,548	105.6		
3	上田市	○	○	○		○	○	○					159,597	156,827	98.3	○	
	旧上田市	○	○	○		○	○	○					121,642	121,192	99.6		
	旧丸子町	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	23,554	22,244	94.4	○	
	旧真田町	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	10,615	9,918	93.4	○	
	旧武石村	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	3,786	3,473	91.7		
4	岡谷市	○	○			○	○	○	○	○	○	○	52,841	50,128	94.9		
5	飯田市	○	○			○	○	○					105,335	101,581	96.4		
	旧飯田市	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	103,063	99,693	96.7		
	旧上村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	507	413	81.5		
	旧南信濃村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,765	1,475	83.6		
6	諏訪市	○	○			○	○	○	○	○	○	○	51,200	50,140	97.9		
7	須坂市	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	52,168	50,725	97.2		
8	小諸市	○	○			○	○	○	○	○	○	○	43,997	42,512	96.6	○	○
9	伊那市	○	○			○	○	○	○	○	○	○	71,093	68,271	96.0	○	○
	旧伊那市	○	○			○	○	○	○	○	○	○	62,826	60,891	96.9	○	○
	旧高遠町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	6,332	5,643	89.1		
	旧長谷村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,935	1,737	89.8		
10	駒ヶ根市	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	33,693	32,759	97.2	○	○
11	中野市	○	○			○	○	○	○	○	○	○	45,638	43,909	96.2	○	○
	旧中野市	○	○			○	○	○	○	○	○	○	41,139	39,668	96.4	○	○
	旧豊田村	○	○			○	○	○	○	○	○	○	4,499	4,241	94.3		
12	大町市	○	○			○	○	○	○	○	○	○	29,801	28,041	94.1	○	○
	旧大町市	○	○			○	○	○	○	○	○	○	27,790	26,258	94.5	○	○
	旧八坂村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	925	848	91.7		
	旧美麻村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,086	935	86.1		
13	飯山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	23,545	21,438	91.1	○	○
14	茅野市	○	○			○	○	○	○	○	○	○	56,391	55,912	99.2	○	
15	塩尻市	○	○			○	○	○	○	○	○	○	67,670	67,135	99.2		
	旧塩尻市	○	○			○	○	○	○	○	○	○	64,816	64,629	99.7		
	旧檜川村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2,854	2,506	87.8		
16	佐久市	○	○			○	○	○	○	○	○	○	100,552	99,368	98.8	○	○

番号	市町村名	農村地域に該当 ①	対象要件			除外要件						人口増減			実施計画の有無 ⑬	分譲可能残面積の有無 ⑭
			農振地域 ②	振興山村 ③	過疎地域 ④	令3条―一 首都圏 ⑤	令3条―二 近畿圏 ⑥	令3条―三 中部圏 ⑦	人口10万人以上 ⑧	欠口20万人以上 ⑨	令3条―四イ 加率が全国平均以上 ⑩	平成22年 ⑪	平成27年 ⑫	対平成 22年比 (%) ⑫/⑪ ×100		
	旧佐久市	○	○	○		○	○	○	○	○		70,204	70,871	101.0	○	○
	旧臼田町	○	○			○	○	○	○	○		14,578	13,698	94.0	○	○
	旧望月町	○	○	○	○	○	○	○	○	○		9,527	8,828	92.7	○	○
	旧浅科村	○	○			○	○	○	○	○		6,243	5,971	95.6	○	
17	千曲市	○	○			○	○	○	○	○		62,068	60,298	97.1	○	○
	旧更埴市	○	○			○	○	○	○	○		38,242	37,137	97.1	○	○
	旧上山田町	○	○			○	○	○	○	○		6,072	5,789	95.3		
	旧戸倉町	○	○			○	○	○	○	○		17,754	17,372	97.8		
18	東御市	○	○			○	○	○	○	○		30,696	30,107	98.1	○	○
	旧北御牧村	○	○			○	○	○	○	○		5,148	4,966	96.5	○	○
	旧東部町	○	○			○	○	○	○	○		25,548	25,141	98.4	○	○
19	安曇野市	○	○			○	○	○	○	○		96,479	95,282	98.8	○	
	旧明科町	○	○			○	○	○	○	○		8,879	8,285	93.3		
	旧豊科町	○	○			○	○	○	○	○		27,855	27,524	98.8		
	旧穂高町	○	○			○	○	○	○			32,304	32,480	100.5		
	旧三郷村	○	○			○	○	○	○	○		18,321	18,043	98.5		
	旧堀金村	○	○			○	○	○	○	○		9,120	8,950	98.1	○	
20	小海町	○	○	○	○	○	○	○	○	○		5,180	4,713	91.0		
21	川上村	○	○	○		○	○	○	○	○		4,972	4,607	92.7		
22	南牧村	○	○	○		○	○	○	○	○		3,528	3,408	96.6		
23	南相木村	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1,121	1,005	89.7		
24	北相木村	○	○	○	○	○	○	○	○	○		842	774	91.9		
25	佐久穂町	○	○	○		○	○	○	○	○		12,069	11,186	92.7		
	旧佐久町	○	○	○		○	○	○	○	○		7,801	7,351	94.2		
	旧八千穂村	○	○	○		○	○	○	○	○		4,268	3,835	89.9		
26	軽井沢町	○	○	○		○	○	○	○	○		19,018	18,994	99.9		
27	御代田町	○	○			○	○	○	○	○		14,738	15,184	103.0	○	○
28	立科町	○	○	○		○	○	○	○	○		7,707	7,265	94.3		
29	青木村	○	○	○		○	○	○	○	○		4,609	4,343	94.2	○	
30	長和町	○	○	○	○	○	○	○	○	○		6,780	6,166	90.9	○	
	旧長門町	○	○	○	○	○	○	○	○	○		4,650	4,306	92.6	○	
	旧和田村	○	○	○	○	○	○	○	○	○		2,130	1,860	87.3		
31	下諏訪町	○	○			○	○	○	○	○		21,532	20,236	94.0		
32	富士見町	○	○			○	○	○	○	○		15,338	14,493	94.5		
33	原村	○	○			○	○	○	○	○		7,573	7,566	99.9		
34	辰野町	○	○	○		○	○	○	○	○		20,909	19,770	94.6	○	
35	箕輪町	○	○	○		○	○	○	○	○		26,214	25,241	96.3	○	○
36	飯島町	○	○			○	○	○	○	○		9,902	9,530	96.2	○	○
37	南箕輪村	○	○			○	○	○	○	○		14,543	15,063	103.6		
38	中川村	○	○	○	○	○	○	○	○	○		5,074	4,850	95.6		
39	宮田村	○	○			○	○	○	○	○		8,974	8,821	98.3		
40	松川町	○	○			○	○	○	○	○		13,676	13,167	96.3	○	○
41	高森町	○	○			○	○	○	○	○		13,216	13,080	99.0	○	○
42	阿南町	○	○	○	○	○	○	○	○	○		5,455	4,962	91.0	○	
43	阿智村	○	○	○		○	○	○	○	○		7,036	6,538	92.9		
	旧清内路村	○	○	○	○	○	○	○	○	○		654	573	87.6		
	旧阿智村	○	○	○		○	○	○	○	○		5,711	5,415	94.8		

番号	市町村名	農村地域に該当 ①	対象要件			除外要件						人口増減			実施計画の有無 ⑬	分譲可能残面積の有無 ⑭
			農振地域 ②	振興山村 ③	過疎地域 ④	令3条―一 首都圏 ⑤	令3条―二 近畿圏 ⑥	令3条―三 中部圏 ⑦	人口10万人以上 ⑧	欠口20万人以上 ⑨	令3条―四イ 加率が全国平均以上 ⑩	平成22年 ⑪	平成27年 ⑫	対平成22年比 (%) ⑫/⑪ ×100		
	旧浪合村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	671	550	82.0		
44	平谷村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	563	484	86.0		
45	根羽村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,129	970	85.9		
46	下條村	○	○			○	○	○	○	○	○	4,200	3,851	91.7		
47	売木村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	656	575	87.7		
48	天龍村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,657	1,365	82.4		
49	泰阜村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,910	1,702	89.1		
50	喬木村	○	○			○	○	○	○	○	○	6,692	6,310	94.3		
51	豊丘村	○	○	○		○	○	○	○	○	○	6,819	6,592	96.7	○	
52	大鹿村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,160	1,023	88.2		
53	上松町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5,245	4,670	89.0		
54	南木曾町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4,810	4,313	89.7	○	
55	木祖村	○	○	○		○	○	○	○	○	○	3,134	2,926	93.4		
56	王滝村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	965	839	86.9		
57	大桑村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4,145	3,825	92.3		
58	木曾町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12,743	11,826	92.8		
	旧木曾福島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	6,928	6,470	93.4		
	旧日義村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2,496	2,354	94.3		
	旧開田村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,815	1,636	90.1		
	旧三岳村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,504	1,366	90.8		
59	麻績村	○	○		○	○	○	○	○	○	○	2,970	2,788	93.9		
60	生坂村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,953	1,843	94.4		
61	山形村	○	○			○	○	○	○	○	○	8,425	8,395	99.6	○	
62	朝日村	○	○	○		○	○	○	○	○	○	4,741	4,462	94.1	○	
63	筑北村	○	○		○	○	○	○	○	○	○	5,172	4,730	91.5		
	旧本城村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,878	1,731	92.2		
	旧坂北村	○	○		○	○	○	○	○	○	○	1,909	1,712	89.7		
	旧坂井村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,385	1,287	92.9		
64	池田町	○	○			○	○	○	○	○	○	10,329	9,926	96.1	○	○
65	松川村	○	○			○	○	○	○	○	○	10,093	9,948	98.6	○	○
66	白馬村	○	○			○	○	○	○	○	○	9,205	8,929	97.0		
67	小谷村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3,221	2,904	90.2		
68	坂城町	○	○			○	○	○	○	○	○	15,730	14,871	94.5	○	○
69	小布施町	○	○			○	○	○	○	○	○	11,072	10,702	96.7		
70	高山村	○	○	○		○	○	○	○	○	○	7,563	7,033	93.0		
71	山ノ内町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	13,678	12,429	90.9		
72	木島平村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4,939	4,658	94.3		
73	野沢温泉村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3,853	3,479	90.3		
74	信濃町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9,238	8,469	91.7		
75	小川村	○	○		○	○	○	○	○	○	○	3,041	2,665	87.6		
76	飯綱町	○	○			○	○	○	○	○	○	11,865	11,063	93.2		
	旧牟礼村	○	○			○	○	○	○	○	○	6,920	6,569	94.9		
	旧三水村	○	○			○	○	○	○	○	○	4,945	4,494	90.9		
77	栄村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2,215	1,953	88.2		
	合計											2,152,449	2,098,804			

※①～④、⑬⑭については該当する場合○印。⑤～⑩は該当しない場合○印。